委提第４号

市内の産婦人科及び小児科の医療体制維持を求める決議

会議規則第１４条第２項の規定により、市内の産婦人科及び小児科の医療体制維持を求める決議を次のとおり提出する。

令和８年９月２８日　提出

提出者　健康福祉常任委員長　　高　橋　　誠

北本市議会議長　　保　角　美　代　　様

市内の産婦人科及び小児科の医療体制維持を求める決議

我が国の少子高齢化が進む中、安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備は、地方自治体における重要課題の一つである。とりわけ、産婦人科及び小児科医療は、地域を支える次世代を育むために不可欠な医療である。

しかしながら、近年の医師の不足や偏在、さらには過酷な勤務環境などを背景に、全国的に産婦人科及び小児科の医師の確保は極めて厳しい状況が続いている。

先般、健康福祉常任委員会が北里大学メディカルセンターを視察した際に、産婦人科及び小児科の現状と課題について伺った中で、県内の医師不足は深刻な問題であり、同院においても、産婦人科及び小児科の医療体制を維持できるかについて危機感を抱いているとの説明があった。

よって、市民が将来にわたり身近な地域で安心して出産し、子育てができる医療体制を維持するため、産婦人科及び小児科医師の安定的かつ継続的な確保及び財政的支援を含め、市から総合的支援を行うよう国、県への働きかけを一層強化することを求める。

以上、決議する。

令和８年９月２８日

北　本　市　議　会